

学校において予防すべき感染症一覧

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第18条・第19条で定められています。以下の感染症にかかったときは、学校での感染拡大防止の観点から、出席停止となりますので、すみやかに学校に連絡してください。なお、基準に定められた期間は自宅で休養し、登校する際は、保護者の方が「療養報告書」を記入して、学校に提出してください。

		出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
		感染症の種類
第一種		エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ
		治癒するまで
第二種		インフルエンザ
		発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳
		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻しん（はしか）
		解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
		耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん
		発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）
		すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
		咽頭結膜熱
		主要症状が消失した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症
		発症した後（発症の翌日又は無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快＊した後1日を経過するまで ＊解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
		結核
		医師により感染のおそれがないと認められるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎
第三種		コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
		腸管出血性大腸菌感染症
		流行性角結膜炎
		急性出血性結膜炎
		溶連菌感染症
		医師により感染のおそれがないと認められるまで
		ウイルス性肝炎
		感染性胃腸炎
		マイコプラズマ感染症
		RSウイルス感染症
		その他アデノウイルス感染症
		※咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・胃腸炎以外
		伝染性紅斑（りんご病）
		医師により感染のおそれがないと認められるまで
		ヘルパンギーナ
		医師により感染のおそれがないと認められるまで
		手足口病
		※欠席の必要がない場合あり
		帯状疱疹
		医師により感染のおそれがないと認められるまで
		その他の感染症（＊1）

*1 「学校において予防すべき感染症の解説＜平成30年3月発行＞」公益財団法人日本学校保健会を参考にしてください。